

高辺台小学校 こどもの権利を学ぶ「体験学習授業」 意見まとめ

概要

日 時	令和6年7月17日（水） ①3限目：10時30分～11時15分 ②4限目：11時25分～12時10分
場 所	高辺台小学校 教室
参加者	高辺台小学校6年生
実施背景	本市では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもの権利条例の制定に向けた取組などを実施している。また、金剛地区においては、大阪大谷大学、阪南大学、UR都市機構、市の4者が参画する「KONGO Living Lab Project」(KLLP)という枠組みを設け、エリア活性化のため互いに連携することで多様な取組を展開しており、今回の体験学習事業はその取組の一つとして実施したもの。
主な内容	大阪大谷大学 人間社会学科 現代社会コース 岡島ゼミのゼミ生3名により、高辺台小学校6年1組、6年2組を対象にこどもの権利に関する授業を実施。 ・子どもの権利条約に関する基礎的な説明 ・「世界の子どもの権利かるた」の実践（ワーク） ・気になる権利とその理由について考える ・発表

子どもの権利条約のなかで気になる権利とその理由

○権利（条文）別の整理表

項目	人数	理由
第1条 子どもの定義	1	・（空欄）
第2条 差別の禁止	5	・ 「みんなちがってみんないい」なのにみんなちょっとちがうだけといじめられるのはりふじんだから。 ・ 子どもみんなが平和に仲良くくらししてみたいと思っている子もいるから ・ ニュースで差別をするとふとうこうになってしまてへやでじさつをするなどのじけんがあったから。 ・ 差別があるとその子どもによって、できることがちがってくるから。 ・ 差別はしてはいけないから、男女差別をして決めつけたりいけないから
第6条 生きる権利・育つ権利	1	・ 自分が好きなように生きたいから。この権利がないと生きていけないから。
第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利	2	・ 自分やかぞくかんけいだから ・ 第14条とか第23条とかもはいいいそうで、いろいろはいいいそうだから。

項目	人数	理由
第9条 親と引き離されない権利	3	・ いままでいっしょに生きてきていきなり親と引きはなされたらかなしかったりあいたいという思いがでてくるから ・ なんではなれるのか ・ そのおやのところで生まれたのなら大人になるまでそのおやといっしょにいたい
第11条 よその国に連れさられない権利	4	・ よその国に連れさられることなんてあるんだなと思ったから。 ・ 日本からでたくないから（お米ないと死ぬ） ・ 理由は、よその国につれていかれたらなにかされるから。自分の国にもどれなくなるから。 ・ もし自分がよその国に連れさられたらこわいからこれをえらびました。
第12条 意見を表す権利	1	・ 大人が〇〇やってっていったらほとんどいいよっていつてるから自分のいけんをもっという。
第13条 表現の自由	1	・ 子どもには、もともと、いろんな考え方ができるから、このけんりがなくても、いろいろかんがえることはできるのに、何でこのけんりがあるんだろう。
第16条 プライバシー・名誉の保護	1	・ ひみつをばされたくないから。
第19条 あらゆる暴力からの保護	5	・ 暴力をされたら、いやなきもちになるから。 ・ ぼう力をふるわれたくないからです。 ・ いたい思いをしたくないから ・ いじめられたくない ・ いやな気持ちになりたくないし、いたい目にもあいたくない。不当な扱いなどされたくないから
第24条 健康・医療への権利	3	・ ケガなどをしたときに少しでも早くなおしたいから。よくケガをするから。 ・ びょうきにはなりたくないから。びょうきの人やしょうがいの人をえがおを見たいから。元気になってほしいから。 ・ 病気になってずっとしんどいのはいや
第31条 休み、遊ぶ権利	1	・ 休んだり、遊んだりしたいからです。
第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護	1	・ 世界では搾取されている子どもがいるから。
第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護	2	・ 子どもは、まだあぶない、死ぬかもしれないから。 ・ 空港でたいほされたくないから。

項目	人数	理由
第 35 条 誘拐・売買からの保護	2	・ 誘拐の前兆のようなつきまとわれたことがあり、とても怖い思いをしたから。 ・ ゆうかいされたり売買されるのがこわいから。
第 37 条 拷問・死刑の禁止	1	・ この 37 条がないと罪をおかした子どもは死刑や死ぬまで刑務所に入れられたりするからこの 37 条がないとこわい。だから年れいにあった扱いをうける権利はいいと思う。
第 38 条 戦争からの保護	1	・ 子ども条約ができるまえは 15 才でも軍隊にさんかしていたんだ。
第 39 条 被害にあった子どもの回復と社会復帰	1	・ どのようなひがいをうけた子がどうやって社会にもどっていくのかのかていがきになるから

※項目の表記は、公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約 第 1～40 条抄訳一覧」を参考にしたもの

※理由欄における漢字・ひらがな書きの別、漢字の表記はこどもたち自身によるものをそのまま転記

○まとめ

- 約 40 個ある様々な権利の中から、18 の異なる権利が選ばれた。
- この結果から、差別の禁止（2 条）とあらゆる暴力からの保護（19 条）が 5 人で最も多くの児童が気になった権利として選んでおり、次いで、よその国に連れさられない権利（11 条）が 4 人、親と引き離されない権利（9 条）、健康・医療への権利（24 条）が 3 人と比較的多くの児童に選ばれた。

感想(一部)

いろいろなけんりがあるということがあらためてよく分かった。
あんしん、じしん、自由、と言うことばをならった。こどものけんりは自分が思っていたよりも多くあった。
かるたで楽しみながら、学べて、よかったと思った。こどもには、安心・自信・自由の 3 つに支えられていることが分かった。
かるたで楽しく子どもの権利条約を学べたのがよかった。安心・じしん・自由を権利というのが分かった。
こども条約は 40 こあってそれが 40 こぜんぶひつようと思った。こどもも権利がある。
権利条約があり、差別や平和にくらせているんだなと思いました。
みんながさべつをうけずに安心自信自由にくらせる社会を生きているうちにみたいなと思った。
自分たちは子どもの権利条約に守られているんだなと思った。第 19 条や第 11 条がいんしょうに残った。
権利ってたくさんあるんだなと思った。かるたのしかった。とくに「あ」のありのままの自分がとてもいい権利だと思った。このまえも権利のべんきょうをしたけど、さらに理解が深まった。
子どものけんりのことをしった。
子どもの権利は大切だなって思いました。
権利条約のかるたがおもしろかった。権利条約にみんなが守られているんだなと思った。

子どものけんりについてわかった。かるたをやっているときにさべつしてはいけないということがわかった。
子どもの権利条約の子どもは 18 才未満までと初めて知った。
子どもの権利条約のことがよく知れた。かるたで楽しく学ぶことができた。
だれかの安心・自心・自由をうばわない人間になりたい。
自分のけんりは 40 こもありあんしんじしんじゆうがまもられていることがわかった 8 じょうや 16 じょうはいると思った
あらためて子どもの権利条約が大切だと思った
こどもに 4 つの原則があることをしれてよかった。
日本では憲法や民法に定められて、当たり前であることが、世界ではあたり前ではないことが分かりました。世界中の子供や人の人権が守られる世界になってほしいと思いました。紛争や戦争などの国際的な問題が早く解決できるといいなと思いました。
おしえてくれてありがとうございます。前のべんきょうでは、あんまりわからなかったけどきょうふかくおしえてくださってありがとうございます。これからもけんりについてべんきょうをしたいです。
子どものけんりじょうやくが 40 条もあるんやっておもった。かるたをしていて 1 日 200 円？しかつかえないこたちがいるのがかわいそうとおもった。（だからほきんとかしよいかな？とおもうた）
子供の権利は大事だとあらためて思った。
権利は・安心・自信・自由があってそれを大切を守ろうと思った。
友だちのけんり うばわないようにする。
子供のけんりじょうやくがあってよかった。
子どもの権利条約大切なんだなと思った あとかるた勝ってうれしかった
やっぱり権利って大事なと思いました。
子どもの権利条約は 40 こもあるけど どれも大切でひつようふかけつなんだなと思った
こどものけんりってこんなにあるんだって分かったし、いろいろ分かって楽しかった。
子どものけんりじょうやくは 40 個もあるなんてまもられてる感じがすごくてあんしんできる。もしあんしんじしん自ゆうがまもられてない感じがあつたらしんらいできる人にそうだんできたらいいなと思った
私たちは子どもの権利条約によって守られているんだなと思った。
子どもだけまもっているんじゃないで 18 才以上もまもられているってわかった。
日本では当たり前のことでも他の国では当たり前ではないということ。

※漢字・ひらがな書きの別、漢字の表記はこどもたち自身によるものをそのまま転記

○まとめ

- 多くの児童が、子どもの権利条約に 40 条もの項目があることに驚き、その重要性を認識した。また、「安心」「自信」「自由」という 3 つのキーワードを用いたことで、より理解を深めた。
- 「こどもの権利かるた」といったツールを活用したことが好評で、楽しみながら学べたという感想が多くあった。
- 自分たちが子どもの権利条約によって守られているということを理解する声が多くあった。また、今回の学びから、他人の権利を奪わないようにしたいという意見、日本だけでなく世界のこどもまで視野を広げて考えるという意見、権利が守られていないと感じたら信頼できる人に相談したいという意見もあった。